

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年11月19日
【中間会計期間】	第15期中（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町7番地1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町7番地1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	令和4年度	令和5年度
		(自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日)	(自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日)	(自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日)	(自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日)	(自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日)
連結経常収益	百万円	37,150	42,427	45,437	77,654	87,817
連結経常利益	百万円	9,536	10,836	12,557	20,679	21,528
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	6,848	7,014	8,683		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				14,168	14,008
連結中間包括利益	百万円	6,517	5,784	8,411		
連結包括利益	百万円				3,299	21,211
連結純資産額	百万円	238,654	252,474	284,961	247,356	277,466
連結総資産額	百万円	4,642,440	4,687,769	4,967,539	4,551,361	4,810,452
1株当たり純資産額	円	1,454.91	1,535.04	1,463.23	1,506.76	1,426.53
1株当たり中間純利益	円	42.49	43.24	45.15		
1株当たり当期純利益	円				87.71	82.10
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	41.67	42.44	44.42		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円				86.04	80.61
自己資本比率	%	5.06	5.31	5.66	5.36	5.69
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	46,034	25,799	126,737	201,412	57,591
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	20,489	24,833	68,129	37,476	27,567
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	778	819	1,629	2,564	6,503
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	465,525	416,153	514,976	366,324	457,998
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,300 [255]	2,262 [255]	2,223 [251]	2,237 [252]	2,212 [250]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 令和5年度中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和4年度中間連結会計期間及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月		令和4年9月	令和5年9月	令和6年9月	令和5年3月	令和6年3月
営業収益	百万円	1,027	1,203	1,477	2,137	2,564
経常利益	百万円	663	825	1,092	1,420	1,757
中間純利益	百万円	640	816	1,076		
当期純利益	百万円				1,394	1,754
資本金	百万円	25,000	25,000	30,228	25,000	30,228
発行済株式総数	千株	163,728	163,728	193,533	163,728	193,533
純資産額	百万円	91,655	91,905	102,570	91,754	102,408
総資産額	百万円	92,493	91,985	102,678	91,839	102,506
1株当たり配当額	円	5.00	5.50	7.00	10.00	11.00
自己資本比率	%	98.00	98.77	98.80	98.81	98.88
従業員数	人	35	38	35	35	39
[外、平均臨時従業員数]		[-]	[1]	[-]	[-]	[1]

(注) 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰やウクライナ・中東情勢による地政学リスクの拡大等、国内外に不安材料はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和6年春闘においては大手企業の賃上げ率が5%を超える等、総じて底堅く推移しました。

金融市場においては、日銀による追加利上げが行われ金融政策の正常化を進める姿勢が示された一方で、米国利下げによる日米金利差の拡大により円安が進行しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比3,010百万円増加して45,437百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加により資金調達費用が増加したこと等により、同1,288百万円増加して32,879百万円となりました。その結果、経常利益は同1,721百万円増加して12,557百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同1,669百万円増加して8,683百万円となりました。

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,571億円増加して4兆9,675億円となり、純資産の部合計は同75億円増加して2,849億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,056億円増加して4兆4,428億円、貸出金残高は同566億円増加して3兆6,124億円、有価証券残高は同568億円増加して7,440億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等により前中間連結会計期間比2,739百万円増加して33,399百万円となりました。役務取引等収支については、預金・貸出業務に関する手数料の増加等により同741百万円増加して4,588百万円となりました。その他業務収支は、外貨調達に伴う外国為替売買損の増加等により同282百万円減少して 8,534百万円となりました。

部門別では国内業務部門の資金運用収支は22,874百万円、役務取引等収支は4,539百万円、その他業務収支は512百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は10,525百万円、役務取引等収支は49百万円、その他業務収支は 8,022百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	21,937	8,722	30,660
	当中間連結会計期間	22,874	10,525	33,399
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	22,319	9,215	57 31,477
	当中間連結会計期間	24,068	10,933	139 34,861
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	381	492	57 816
	当中間連結会計期間	1,194	408	139 1,462
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,817	30	3,847
	当中間連結会計期間	4,539	49	4,588
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,810	43	5,853
	当中間連結会計期間	6,556	63	6,620
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,993	13	2,006
	当中間連結会計期間	2,017	14	2,032
その他業務収支	前中間連結会計期間	301	7,951	8,252
	当中間連結会計期間	512	8,022	8,534
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,747	11	2,759
	当中間連結会計期間	2,764	-	2,764
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,049	7,962	11,012
	当中間連結会計期間	3,276	8,022	11,298

- (注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間2百万円)を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務に係る手数料が増加したこと等により前中間連結会計期間比767百万円増加して6,620百万円となりました。また、役務取引等費用については、為替業務に係る手数料が増加したこと等により前中間連結会計期間比26百万円増加して2,032百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,810	43	5,853
	当中間連結会計期間	6,556	63	6,620
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,396	19	2,416
	当中間連結会計期間	2,725	34	2,760
うち為替業務	前中間連結会計期間	702	22	724
	当中間連結会計期間	700	26	727
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	772	-	772
	当中間連結会計期間	889	-	889
うち代理業務	前中間連結会計期間	416	-	416
	当中間連結会計期間	510	-	510
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	36	-	36
	当中間連結会計期間	35	-	35
うち保証業務	前中間連結会計期間	77	1	78
	当中間連結会計期間	77	2	79
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,993	13	2,006
	当中間連結会計期間	2,017	14	2,032
うち為替業務	前中間連結会計期間	58	13	71
	当中間連結会計期間	60	14	75

(注) 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	4,072,370	50,491	4,122,861
	当中間連結会計期間	4,266,110	63,715	4,329,826
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,252,059	-	2,252,059
	当中間連結会計期間	2,312,400	-	2,312,400
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,813,609	-	1,813,609
	当中間連結会計期間	1,943,743	-	1,943,743
うちその他	前中間連結会計期間	6,700	50,491	57,192
	当中間連結会計期間	9,966	63,715	73,682
譲渡性預金	前中間連結会計期間	143,546	-	143,546
	当中間連結会計期間	112,999	-	112,999
総合計	前中間連結会計期間	4,215,916	50,491	4,266,407
	当中間連結会計期間	4,379,109	63,715	4,442,825

（注）1．海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	3,483,756	100.00	3,612,449	100.00
製造業	186,806	5.36	181,696	5.02
農業，林業	7,505	0.21	6,893	0.19
漁業	4,385	0.12	5,275	0.14
鉱業，採石業，砂利採取業	7,219	0.20	6,542	0.18
建設業	201,888	5.79	206,654	5.72
電気・ガス・熱供給・水道業	61,498	1.76	66,079	1.82
情報通信業	17,522	0.50	18,140	0.50
運輸業，郵便業	352,508	10.11	390,848	10.81
卸売業，小売業	250,062	7.17	254,814	7.05
金融業，保険業	74,374	2.13	85,972	2.37
不動産業，物品賃貸業	1,000,208	28.71	1,036,771	28.69
各種サービス業	417,723	11.99	430,841	11.92
地方公共団体	125,865	3.61	137,379	3.80
その他	776,187	22.28	784,539	21.71
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	3,483,756	-	3,612,449	-

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は126,737百万円となり、前中間連結会計期間比100,938百万円の獲得増加となりました。これは、預金やコールマネーの増加による資金獲得が増加したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は24,833百万円の資金を獲得しましたが、当中間連結会計期間は68,129百万円の資金を支出しました。これは前中間連結会計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は1,629百万円となり、前中間連結会計期間比810百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、リース債務の返済による支出が増加したこと等によるものであります。

現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比56,978百万円増加し、514,976百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	令和6年9月30日
1. 連結自己資本比率（2 / 3）	9.30
2. 連結における自己資本の額	2,807
3. リスク・アセットの額	30,175
4. 連結総所要自己資本額	1,207

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	株式会社徳島大正銀行		株式会社香川銀行	
	令和5年9月30日	令和6年9月30日	令和5年9月30日	令和6年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62	61	58	53
危険債権	277	261	219	236
要管理債権	38	20	21	37
正常債権	19,426	20,026	15,479	16,258

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年11月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	193,533,011	193,533,011	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	193,533,011	193,533,011	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、当中間会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	令和6年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
新株予約権の数(個)	4,168 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 416,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	令和6年7月25日～令和36年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 344円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(令和6年7月24日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当社が合併または株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社並びに当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役の地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

イ．新株予約権者が権利行使をする前に、前記（注）3の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和6年4月1日～ 令和6年9月30日	-	193,533	-	30,228	-	15,239

## ( 5 ) 【大株主の状況】

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂 インターシティAIR	24,007	12.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	13,246	6.88
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,468	3.88
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	5,703	2.96
MURAKAMI TAKATERU (常任代理人 三田証券株式会社)	SINGAPORE (東京都中央区日本橋兜町3-11)	5,277	2.74
有限会社エーシーエヌウインド	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番 61号	3,154	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	2,542	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	2,479	1.28
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.06
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,914	0.99
計	-	67,839	35.26

## (6)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

令和6年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,141,400	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 192,248,100	1,922,481	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 143,511	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	193,533,011	-	-
総株主の議決権	-	1,922,481	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権の数50個)含まれております。

## 【自己株式等】

令和6年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町 7番地1	1,141,400	-	1,141,400	0.58
計	-	1,141,400	-	1,141,400	0.58

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	4,462,733	4,519,533
商品有価証券	399	365
金銭の信託	1,166	1,104
有価証券	1,248,687,210	1,248,744,009
貸出金	2,345,355,880	2,345,361,249
外国為替	2,343,371	2,333,428
リース債権及びリース投資資産	12,076	13,009
その他資産	2,453,712	2,439,654
有形固定資産	6,737,165	6,737,198
無形固定資産	747	527
退職給付に係る資産	9,399	9,631
繰延税金資産	304	270
支払承諾見返	27,257	27,726
貸倒引当金	21,971	21,372
資産の部合計	4,810,452	4,967,539
<b>負債の部</b>		
預金	4,212,649	4,329,826
譲渡性預金	124,618	112,999
コールマネー及び売渡手形	27,000	56,000
借入金	4138,242	4138,744
外国為替	35	66
その他負債	21,056	34,860
賞与引当金	341	354
役員賞与引当金	110	51
退職給付に係る負債	142	146
睡眠預金払戻損失引当金	90	82
偶発損失引当金	167	219
繰延税金負債	465	701
再評価に係る繰延税金負債	6,808	6,798
支払承諾	7,257	7,726
負債の部合計	4,532,986	4,682,577

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	30,228	30,228
資本剰余金	31,116	31,109
利益剰余金	207,305	214,954
自己株式	490	407
株主資本合計	268,160	275,885
その他有価証券評価差額金	2,056	1,941
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	6,1423	6,1400
退職給付に係る調整累計額	2,477	2,284
その他の包括利益累計額合計	5,957	5,628
新株予約権	1,048	1,115
非支配株主持分	2,300	2,333
純資産の部合計	277,466	284,961
負債及び純資産の部合計	4,810,452	4,967,539

## (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	42,427	45,437
資金運用収益	31,477	34,861
(うち貸出金利息)	23,200	24,949
(うち有価証券利息配当金)	7,972	9,370
役務取引等収益	5,853	6,620
その他業務収益	2,759	2,764
その他経常収益	2 2,336	2 1,190
経常費用	31,591	32,879
資金調達費用	817	1,464
(うち預金利息)	609	1,334
役務取引等費用	2,006	2,032
その他業務費用	11,012	11,298
営業経費	1 16,592	1 16,835
その他経常費用	3 1,162	3 1,247
経常利益	10,836	12,557
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
特別損失	248	214
固定資産処分損	28	167
減損損失	4 219	4 46
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
法人税、住民税及び事業税	3,418	3,254
法人税等調整額	108	355
法人税等合計	3,526	3,610
中間純利益	7,061	8,733
非支配株主に帰属する中間純利益	46	50
親会社株主に帰属する中間純利益	7,014	8,683

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	7,061	8,733
その他の包括利益	1,276	322
その他有価証券評価差額金	1,228	130
繰延ヘッジ損益	1	0
退職給付に係る調整額	46	192
中間包括利益	5,784	8,411
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,743	8,376
非支配株主に係る中間包括利益	41	34

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,890	195,000	595	245,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			810		810
親会社株主に帰属する 中間純利益			7,014		7,014
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		2		105	102
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	2	6,204	104	6,306
当中間期末残高	25,000	25,887	201,204	490	251,601

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	3,251	0	1,423	716	1,111	1,005	2,167	247,356
当中間期変動額								
剰余金の配当								810
親会社株主に帰属する 中間純利益								7,014
自己株式の取得								0
自己株式の処分								102
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1,223	1	0	46	1,270	43	39	1,188
当中間期変動額合計	1,223	1	0	46	1,270	43	39	5,118
当中間期末残高	4,474	0	1,423	670	2,381	1,048	2,206	252,474

当中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,228	31,116	207,305	490	268,160
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,056		1,056
親会社株主に帰属する 中間純利益			8,683		8,683
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		6		83	76
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	6	7,648	83	7,725
当中間期末残高	30,228	31,109	214,954	407	275,885

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,056	0	1,423	2,477	5,957	1,048	2,300	277,466
当中間期変動額								
剰余金の配当								1,056
親会社株主に帰属する 中間純利益								8,683
自己株式の取得								0
自己株式の処分								76
土地再評価差額金の取崩								22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	115	0	22	192	329	66	32	229
当中間期変動額合計	115	0	22	192	329	66	32	7,495
当中間期末残高	1,941	0	1,400	2,284	5,628	1,115	2,333	284,961

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
減価償却費	963	1,123
減損損失	219	46
貸倒引当金の増減( )	555	599
賞与引当金の増減額( は減少)	0	12
役員賞与引当金の増減額( は減少)	48	58
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	193	232
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	0	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額( は減少)	14	8
偶発損失引当金の増減額( は減少)	23	51
資金運用収益	31,477	34,861
資金調達費用	817	1,464
有価証券関係損益( )	763	350
金銭の信託の運用損益( は益)	87	94
為替差損益( は益)	22,515	11,999
固定資産処分損益( は益)	28	167
貸出金の純増( )減	88,435	56,568
預金の純増減( )	104,642	117,176
譲渡性預金の純増減( )	14,910	11,619
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	22,289	502
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	192	178
コールマネー等の純増減( )	2,000	29,000
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	795	-
外国為替(資産)の純増( )減	2,250	942
外国為替(負債)の純増減( )	9	31
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	534	933
資金運用による収入	30,706	36,291
資金調達による支出	844	1,049
その他	13,290	24,840
小計	28,856	130,690
法人税等の支払額	3,056	3,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,799	126,737
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	59,024	112,833
有価証券の売却による収入	57,658	15,137
有価証券の償還による収入	27,210	30,203
金銭の信託の増加による支出	6,291	6,233
金銭の信託の減少による収入	6,100	6,200
有形固定資産の取得による支出	825	578
有形固定資産の売却による収入	13	88
有形固定資産の除却による支出	-	104
無形固定資産の取得による支出	7	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,833	68,129

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	806	1,051
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の処分による収入	0	0
リース債務の返済による支出	11	576
財務活動によるキャッシュ・フロー	819	1,629
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	49,829	56,978
現金及び現金同等物の期首残高	366,324	457,998
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,416,153	1,514,976

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

株式会社徳島大正銀行  
株式会社香川銀行  
トモニシステムサービス株式会社  
株式会社徳銀ビジネスサービス  
香川ビジネスサービス株式会社  
トモニリース株式会社  
トモニカード株式会社  
株式会社徳銀キャピタル  
大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～20年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,432百万円（前連結会計年度末9,666百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益570百万円（前中間連結会計期間130百万円）を計上しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
出資金	508百万円	497百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,519百万円	11,586百万円
危険債権額	49,250百万円	49,652百万円
三月以上延滞債権額	64百万円	58百万円
貸出条件緩和債権額	6,424百万円	5,645百万円
合計額	68,259百万円	66,942百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
	8,979百万円	6,578百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	181,008百万円	183,227百万円
貸出金	9,614百万円	4,804百万円
計	190,623百万円	188,032百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	130,000百万円	130,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
預け金	119百万円	119百万円
有価証券	- 百万円	7,586百万円
その他資産	31,686百万円	17,400百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
保証金	711百万円	707百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
融資未実行残高	523,738百万円	525,431百万円
うち原契約期間が1年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの）	501,734百万円	498,845百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
2,852百万円	2,820百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
減価償却累計額	27,670百万円	28,000百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
	60,591百万円	64,031百万円

(中間連結損益計算書関係)

## 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
給与・手当	7,292百万円	7,498百万円

## 2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
貸倒引当金戻入益	120百万円	- 百万円
償却債権取立益	245百万円	236百万円

## 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
貸出金償却	606百万円	493百万円
貸倒引当金繰入額	- 百万円	321百万円
株式等売却損	200百万円	51百万円
株式等償却	69百万円	11百万円

## 4. 減損損失

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額219百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地171百万円及び建物48百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	162百万円
稼動資産	営業用店舗	香川県内	32百万円
稼動資産	営業用店舗	愛媛県内	24百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(又は各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(又は各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円及び建物8百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円
稼動資産	営業用店舗	岡山県内	7百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	1百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(又は各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(又は各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	-	-	163,728	
合計	163,728	-	-	163,728	
自己株式					
普通株式	1,671	0	295	1,376	(注)
合計	1,671	0	295	1,376	

(注) 普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少295千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		-			1,048	
合計			-			1,048	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月27日 定時株主総会	普通株式	810	5.00	令和5年3月31日	令和5年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年11月14日 取締役会	普通株式	892	利益剰余金	5.50	令和5年9月30日	令和5年12月8日

当中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,533	-	-	193,533	
合計	193,533	-	-	193,533	
自己株式					
普通株式	1,376	0	235	1,141	（注）
合計	1,376	0	235	1,141	

（注） 普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少235千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		-			1,115	
	合計		-			1,115	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,056	5.50	令和6年3月31日	令和6年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,346	利益剰余金	7.00	令和6年9月30日	令和6年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金預け金勘定	420,778百万円	519,533百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	4,624百万円	4,556百万円
現金及び現金同等物	416,153百万円	514,976百万円

(リース取引関係)

(借手側)

## 1. ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

## (ア) 有形固定資産

事務機器、A T M及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
1年内	166	144
1年超	767	718
合計	933	862

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
リース料債権部分	13,167	14,189
見積残存価額部分	5	5
受取利息配当額( )	1,137	1,215
リース投資資産	12,036	12,979

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額  
前連結会計年度(令和6年3月31日)

(単位: 百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	21	3,745
1年超2年以内	14	3,113
2年超3年以内	3	2,485
3年超4年以内	0	1,865
4年超5年以内	-	1,259
5年超	-	698

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

(単位: 百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	21	3,984
1年超2年以内	6	3,305
2年超3年以内	2	2,767
3年超4年以内	0	2,149
4年超5年以内	-	1,316
5年超	-	665

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	399	399	-
(2) 金銭の信託	1,166	1,166	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	33,924	33,661	262
其他有価証券(*1)	640,584	640,584	-
(4) 貸出金	3,555,880		
貸倒引当金(*2)	21,550		
	3,534,330	3,524,178	10,152
資産計	4,210,405	4,199,990	10,415
(1) 預金	4,212,649	4,213,072	422
(2) 譲渡性預金	124,618	124,632	13
(3) 借入金	138,242	138,237	4
負債計	4,475,510	4,475,942	432
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,323)	(3,323)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	-
デリバティブ取引計	(3,334)	(3,334)	-

(\*1) 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結 貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	365	365	-
(2) 金銭の信託	1,104	1,104	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,156	35,765	390
その他有価証券（*1）	695,514	695,514	-
(4) 貸出金	3,612,449		
貸倒引当金（*2）	20,955		
	3,591,494	3,578,534	12,960
資産計	4,324,635	4,311,284	13,351
(1) 預金	4,329,826	4,329,718	107
(2) 譲渡性預金	112,999	113,009	10
(3) 借入金	138,744	138,731	12
負債計	4,581,569	4,581,460	109
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,774	3,774	-
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	-
デリバティブ取引計	3,802	3,802	-

（\*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（\*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （令和6年3月31日）	当中間連結会計期間 （令和6年9月30日）
非上場株式（*1）（*2）	9,161	9,149
組合出資金（*3）	3,540	3,189

（\*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2） 前連結会計年度において、非上場株式について69百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。

（\*3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（令和6年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,166	-	1,166
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	76	323	-	399
其他有価証券				
国債・地方債等	66,444	151,660	-	218,105
社債	-	17,623	26,808	44,432
株式	22,831	-	-	22,831
その他	63,634	285,955	-	349,589
デリバティブ取引				
通貨関連	-	1,123	-	1,123
資産計	152,986	457,852	26,808	637,648
デリバティブ取引				
金利関連	-	0	-	0
通貨関連	-	4,378	-	4,378
クレジット・デリバティブ	-	-	78	78
負債計	-	4,378	78	4,457

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,625百万円であります。

(\*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
5,540	-	86	1	-	-	5,625	-

(\* ) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,104	-	1,104
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	43	322	-	365
其他有価証券				
国債・地方債等	76,940	149,282	-	226,223
社債	-	16,510	27,928	44,439
株式	23,721	-	-	23,721
その他	82,025	313,425	-	395,451
デリバティブ取引				
通貨関連	-	5,060	-	5,060
資産計	182,731	485,706	27,928	696,366
デリバティブ取引				
金利関連	-	0	-	0
通貨関連	-	1,193	-	1,193
クレジット・デリバティブ	-	-	64	64
負債計	-	1,193	64	1,257

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,678百万円であります。

(\*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
5,625	-	54	1	-	-	5,678	-

(\*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	33,661	33,661
貸出金	-	-	3,524,178	3,524,178
資産計	-	-	3,557,840	3,557,840
預金	-	4,213,072	-	4,213,072
譲渡性預金	-	124,632	-	124,632
借入金	-	130,002	8,235	138,237
負債計	-	4,467,707	8,235	4,475,942

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	35,765	35,765
貸出金	-	-	3,578,534	3,578,534
資産計	-	-	3,614,299	3,614,299
預金	-	4,329,718	-	4,329,718
譲渡性預金	-	113,009	-	113,009
借入金	-	130,002	8,728	138,731
負債計	-	4,572,731	8,728	4,581,460

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）及びクレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~0.83%	0.07%
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~2.36%	0.09%
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 私募債	24,661	-	102	2,249	-	-	26,808	-
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	42	52	-	16	-	-	78	52

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）
		損益に計上（*1）	その他の包括利益に計上（*2）					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	-	88	1,208	-	-	27,928	-
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	78	2	-	12	-	-	64	2

（\*1） 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

（\*2） 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和6年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	10,599	10,676	76
	その他	-	-	-
	小計	10,599	10,676	76
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	23,325	22,985	339
	その他	-	-	-
	小計	23,325	22,985	339
合計		33,924	33,661	262

当中間連結会計期間(令和6年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	6,724	6,778	53
	その他	-	-	-
	小計	6,724	6,778	53
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	29,432	28,987	444
	その他	-	-	-
	小計	29,432	28,987	444
合計		36,156	35,765	390

## 2. その他有価証券

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,240	9,180	13,059
	債券	33,849	33,649	200
	国債	2,008	1,985	23
	地方債	4,135	4,122	12
	短期社債	-	-	-
	社債	27,705	27,541	164
	その他	189,786	183,016	6,770
	小計	245,876	225,846	20,029
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	590	695	104
	債券	228,688	234,935	6,247
	国債	64,435	69,025	4,589
	地方債	147,525	149,072	1,547
	短期社債	-	-	-
	社債	16,726	16,836	110
	その他	166,462	177,036	10,573
	小計	395,741	412,666	16,925
合計		641,617	638,513	3,104

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,842	9,289	13,553
	債券	45,132	44,933	199
	国債	16,787	16,666	120
	地方債	2,825	2,820	5
	短期社債	-	-	-
	社債	25,519	25,446	73
	その他	203,133	195,944	7,188
	小計	271,108	250,167	20,941
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	878	1,058	179
	債券	225,530	232,763	7,232
	国債	60,153	65,327	5,173
	地方債	146,457	148,378	1,921
	短期社債	-	-	-
	社債	18,919	19,057	137
	その他	198,942	209,509	10,567
	小計	425,351	443,330	17,979
合計		696,460	693,498	2,961

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、45百万円（うち株式 - 百万円、その他45百万円）であります。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末（連結会計年度末）の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

#### （金銭の信託関係）

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	3,149
その他有価証券	3,149
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	881
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	2,268
（ ）非支配株主持分相当額	211
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,056

（注） 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額45百万円（益）を含めております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	3,006
その他有価証券	3,006
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	868
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	2,137
（ ）非支配株主持分相当額	196
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,941

（注） 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額45百万円（益）を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(令和6年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	66	66	0	0
合計				0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(令和6年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	62	-	0	0
合計				0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(令和6年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	352,754	6,922	3,622	3,622
	買建	38,118	2,896	377	377
合計				3,244	3,244

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(令和6年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	331,035	11,000	3,367	3,367
	買建	12,454	5,083	471	471
合計				3,838	3,838

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	-	-	-	-
	買建	3,819	3,819	78	52
合計				78	52

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	-	-	-	-
	買建	3,402	3,402	64	2
合計				64	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	452	-	10
合計					10

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	451	-	28
合計					28

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和6年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業経費	67百万円	72百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

	令和5年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)1	普通株式 454,900株
付与日	令和5年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和5年7月21日～令和35年7月20日
権利行使価格(注)2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1株当たり 319円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

	令和6年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)1	普通株式 416,800株
付与日	令和6年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和6年7月25日～令和36年7月24日
権利行使価格(注)2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1株当たり 343円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株あたりに換算して記載しております。

## (資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
期首残高	313百万円	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3	-
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	8	-
その他の増減額(は減少)	89	-
期末残高	399百万円	401百万円

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	3,694	4,159
預金・貸出金業務	439	524
為替業務	724	727
証券関連業務	719	840
代理業務	416	510
保護預り・貸金庫業務	36	35
その他業務	1,357	1,521
顧客との契約から生じる経常収益	3,694	4,159
上記以外の経常収益	38,733	41,277

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,200	9,874	2,406	6,945	42,427

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,949	10,038	2,609	7,839	45,437

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
1株当たり純資産額	1,426円53銭	1,463円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	277,466	284,961
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,349	3,448
うち新株予約権	百万円	1,048	1,115
うち非支配株主持分	百万円	2,300	2,333
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	274,117	281,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	192,156	192,391

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益		43円24銭	45円15銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	7,014	8,683
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	7,014	8,683
普通株式の期中平均株式数	千株	162,202	192,274
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		42円44銭	44円42銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,039	3,202
うち新株予約権	千株	3,039	3,202
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 3【中間財務諸表】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,555	1,836
その他	1,063	959
流動資産合計	2,619	2,795
固定資産		
有形固定資産	5	4
投資その他の資産		
関係会社株式	99,843	99,843
繰延税金資産	33	30
その他	2	2
投資その他の資産合計	99,880	99,877
固定資産合計	99,886	99,882
資産の部合計	102,506	102,678
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	7	16
賞与引当金	9	9
役員賞与引当金	23	11
その他	57	169
流動負債合計	98	107
負債の部合計	98	107
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,228	30,228
資本剰余金		
資本準備金	15,239	15,239
その他資本剰余金	53,932	53,925
資本剰余金合計	69,172	69,165
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,448	2,468
利益剰余金合計	2,448	2,468
自己株式	490	407
株主資本合計	101,359	101,455
新株予約権	1,048	1,115
純資産の部合計	102,408	102,570
負債及び純資産の部合計	102,506	102,678

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	820	1,066
関係会社受入手数料	383	410
営業収益合計	1,203	1,477
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,379	1,386
営業費用合計	379	386
営業利益	824	1,090
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	1	1
営業外収益合計	1	1
営業外費用		
その他	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	825	1,092
税引前中間純利益	825	1,092
法人税、住民税及び事業税	10	13
法人税等調整額	1	2
法人税等合計	9	16
中間純利益	816	1,076

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,000	10,010	53,935	63,946	2,397	2,397
当中間期変動額						
剰余金の配当					810	810
中間純利益					816	816
自己株式の取得						
自己株式の処分			2	2		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	2	2	6	6
当中間期末残高	25,000	10,010	53,932	63,943	2,403	2,403

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	595	90,748	1,005	91,754
当中間期変動額				
剰余金の配当		810		810
中間純利益		816		816
自己株式の取得	0	0		0
自己株式の処分	105	102		102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			43	43
当中間期変動額合計	104	108	43	151
当中間期末残高	490	90,856	1,048	91,905

当中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	30,228	15,239	53,932	69,172	2,448	2,448
当中間期変動額						
剰余金の配当					1,056	1,056
中間純利益					1,076	1,076
自己株式の取得						
自己株式の処分			6	6		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	6	6	19	19
当中間期末残高	30,228	15,239	53,925	69,165	2,468	2,468

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	490	101,359	1,048	102,408
当中間期変動額				
剰余金の配当		1,056		1,056
中間純利益		1,076		1,076
自己株式の取得	0	0		0
自己株式の処分	83	76		76
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			66	66
当中間期変動額合計	83	96	66	162
当中間期末残高	407	101,455	1,115	102,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～18年

その他：5年～10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
有形固定資産	1百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和6年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(令和6年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
子会社株式	99,843	99,843
関連会社株式	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【その他】

中間配当

令和6年11月12日開催の取締役会において、第15期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当金額 1,346百万円  
(ロ) 1株当たりの中間配当金 7円00銭  
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 令和6年12月6日

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和6年11月18日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和6年11月18日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社の令和6年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。